

体制届添付書類一覧表

令和6年6月改正版
盛岡市介護保険課

- 32 認知症対応型共同生活介護／37 介護予防認知症対応型共同生活介護 □…体制届と同時に提出が必要
38 認知症対応型共同生活介護(短期利用)／39 介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用)届出後、盛岡市が求めた場合、速やかに提出が必要

届出項目	該当する体制等	添付(用意)を要する書類		要否欄	
		別紙	要件を満たすことを確認する書類		
施設等の区分	全ての区分	別途、指定申請又は変更届の提出を要します。		<input type="checkbox"/>	
LIFEへの登録	2 あり	添付書類なし LIFEの登録手続きを専用Webサイトにて完了した後、届け出ること。 (登録完了通知等の到達前でも届出可能。)		—	
割引	2 あり	別紙5-2	地域密着型サービス事業者又は地域密着型介護予防サービス事業者による介護給付費の割引に係る割引率の設定について		
夜間勤務条件基準	1 基準型	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(別紙7)		<input type="checkbox"/>	
職員の欠員による減算の状況	1 なし 以外	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(別紙7)		<input type="checkbox"/>	
高齢者虐待防止推進実施の有無	1 減算型 2 基準型(新規)	添付書類なし		—	
	1 減算型 から 2 基準型 への変更	虐待の発生又はその再発を防止するための次の措置状況が分かる書類 虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催状況 虐待の防止のための指針 虐待の防止のための研修の実施状況 実施のための担当者		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
業務継続計画策定の有無	1 減算型(新規) 2 基準型	添付書類なし		—	
	1 減算型 から 2 基準型 への変更	感染症や非常災害の発生時における業務継続計画策定及び措置状況が分かる書類 感染症や非常災害の発生において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画書(業務継続計画書) 業務継続計画に従い必要な措置を講じたことを示す書類		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
身体拘束廃止取組の有無	2 基準型	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催記録 身体的拘束等の適正化のための指針 身体的拘束等の適正化のための職員研修を定期的に実施していることの確認できる資料		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
3ユニットの事業所が夜勤職員を2人以上とする場合	2 あり	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(別紙7) 安全対策(マニュアルの策定、訓練の実施)をとっていることが確認できる書類		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
夜間支援体制加算	2 加算 I	別紙46	夜間支援体制加算に係る届出書((介護予防)認知症対応型共同生活介護事業所) 次の書類は届出時の提出は不要ですが、届出後、盛岡市が求めた場合に、速やかに提出できるよう準備が必要です。 1. 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(別紙7)	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
	3 加算 II	別紙46	夜間支援体制加算に係る届出書((介護予防)認知症対応型共同生活介護事業所) 次の書類は届出時の提出は不要ですが、届出後、盛岡市が求めた場合に、速やかに提出できるよう準備が必要です。 1. 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(別紙7) 2. 利用者数のうち見守り機器を導入して見守りを行っている対象者数が分かる書類 3. 導入している見守り機器の名称、製造事業者、用途等が分かる書類 4. 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置及び検討内容がわかる書類	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
若年性認知症利用者受入加算	2 あり	添付書類なし		—	
利用者の入院期間中の体制	2 対応可	添付書類なし		—	
看取り介護加算	2 あり	別紙47	看取り介護加算に係る届出書(認知症対応型共同生活介護事業所) 次の書類は届出時の提出は不要ですが、届出後、盛岡市が求めた場合に、速やかに提出できるよう準備が必要です。 1. 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(別紙7) 2. 看護師の資格証の写し又は病院、診療所又は訪問看護ステーションとの契約書の写し 3. 看取りに関する指針 4. 看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に、登録者又はその家族等に当該方針の内容を説明し、同意を得ていることが分かる書類 5. 看取りに関する職員研修を行っていることが分かる書類	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	

体制届添付書類一覧表

令和6年6月改正版
盛岡市介護保険課

32 認知症対応型共同生活介護／37 介護予防認知症対応型共同生活介護 □…体制届と同時に提出が必要

38 認知症対応型共同生活介護(短期利用)／39 介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用)届出後、盛岡市が求めた場合、速やかに提出が必要

届出項目	該当する体制等	添付(用意)を要する書類		要否欄
		別紙	要件を満たすことを確認する書類	
			6.「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組状況	△

体制届添付書類一覧表

令和6年6月改正版
盛岡市介護保険課

- 32 認知症対応型共同生活介護／37 介護予防認知症対応型共同生活介護 □…体制届と同時に提出が必要
38 認知症対応型共同生活介護(短期利用)／39 介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用)届出後、盛岡市が求めた場合、速やかに提出が必要

届出項目	該当する体制等	添付(用意)を要する書類		要否欄
		別紙	要件を満たすことを確認する書類	
医療連携体制加算Ⅰ	2 加算Ⅰイ	別紙48	医療連携体制加算(Ⅰ)に係る届出書(認知症対応型共同生活介護事業所) 次の書類は届出時の提出は不要ですが、届出後、盛岡市が求めた場合に、速やかに提出できるよう準備が必要です。 1. 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(別紙7) 2. 看護師の資格証の写し又は病院、診療所又は訪問看護ステーションとの契約書の写し 3. 重度化した場合の対応に係る指針 4. 24時間連絡体制を確保していることが確認できる書類(病院等との連携により体制を確保している場合には契約書等の写し)	□△△△△
医療連携体制加算Ⅰ	3 加算Ⅰ□	別紙48	医療連携体制加算(Ⅰ)に係る届出書(認知症対応型共同生活介護事業所) 次の書類は届出時の提出は不要ですが、届出後、盛岡市が求めた場合に、速やかに提出できるよう準備が必要です。 1. 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(別紙7) 2. 看護師の資格証の写し又は病院、診療所又は訪問看護ステーションとの契約書の写し 3. 重度化した場合の対応に係る指針 4. 24時間連絡体制を確保していることが確認できる書類(病院等との連携により体制を確保している場合には契約書等の写し)	□△△△△
医療連携体制加算Ⅰ	4 加算Ⅰハ	別紙48	医療連携体制加算(Ⅰ)に係る届出書(認知症対応型共同生活介護事業所) 次の書類は届出時の提出は不要ですが、届出後、盛岡市が求めた場合に、速やかに提出できるよう準備が必要です。 1. 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(別紙7) 2. 看護師の資格証の写し又は病院、診療所又は訪問看護ステーションとの契約書の写し 3. 重度化した場合の対応に係る指針 4. 24時間連絡体制を確保していることが確認できる書類(病院等との連携により体制を確保している場合には契約書等の写し)	□△△△△
医療連携体制加算Ⅱ	2 あり	別紙48-2	医療連携体制加算(Ⅱ)に係る届出書(認知症対応型共同生活介護事業所) 次の書類は届出時の提出は不要ですが、届出後、盛岡市が求めた場合に、速やかに提出できるよう準備が必要です。 要件を満たす医療的ケアが必要な者の受入状況が分かる記録等	□△
認知症専門ケア加算	2 加算Ⅰ	別紙12-2	認知症専門ケア加算に係る届出書 次の書類は届出時の提出は不要ですが、届出後、盛岡市が求めた場合に、速やかに提出できるよう準備が必要です。 1. 届出日の属する月の前3か月の各月末時点の日常生活日常自立度ランクⅢ以上の入所者の割合が確認できる資料 2. 従業者の勤務形態及び勤務体制一覧表(別紙7) 3. 認知症介護に係る専門的な研修の終了証の写し 4. 従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を開催していることが確認できる書類	□△△△△
	3 加算Ⅱ	別紙12-2	認知症専門ケア加算に係る届出書 次の書類は届出時の提出は不要ですが、届出後、盛岡市が求めた場合に、速やかに提出できるよう準備が必要です。 1. 届出日の属する月の前3か月の各月末時点の日常生活日常自立度ランクⅢ以上の入所者の割合が確認できる資料 2. 従業者の勤務形態及び勤務体制一覧表(別紙7) 3. 認知症介護に係る専門的な研修の終了証の写し 4. 従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を開催していることが確認できる書類 5. 従事者ごとの認知症ケアに関する個別計画及び研修の実施が確認できる書類又は研修計画 6. 認知症介護の指導に係る専門的な研修の終了証の写し	□△△△△△
認知症チームケア推進加算	2 加算Ⅰ	別紙40	認知症チームケア推進加算に関する届出書 次の書類は届出時の提出は不要ですが、届出後、盛岡市が求めた場合に、速やかに提出できるよう準備が必要です。 1. 届出日の属する月の前3か月の各月末時点の日常生活日常自立度ランクⅡ以上の入所者の割合が確認できる資料 2. 従業者の勤務形態及び勤務体制一覧表(別紙7) 3. 認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了していることを示す書類又は認知症介護に係る専門的な研修及び認知症の行動・心理症状の予防に資するケアプログラムを含んだ研修を修了していることを示す書類 4. 対象者に対する個別に認知症の行動・心理症状の計画的評価、評価に基づく値の測定、認知症の行動・心理症状の予防に資するチームケアを実施していることを示す記録等 5. 認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症ケアについて、カンファレンスの開催、計画の作成、認知症の行動・心理症状の有無及び程度についての定期的な評価の実施状況を示す記録等	□△△△△△

体制届添付書類一覧表

令和6年6月改正版
盛岡市介護保険課

- 32 認知症対応型共同生活介護／37 介護予防認知症対応型共同生活介護 □…体制届と同時に提出が必要
38 認知症対応型共同生活介護(短期利用)／39 介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用)届出後、盛岡市が求めた場合、速やかに提出が必要

届出項目	該当する体制等	添付(用意)を要する書類		要否欄
		別紙	要件を満たすことを確認する書類	
認知症チームケア推進加算	3 加算Ⅱ	別紙40	認知症チームケア推進加算に関する届出書 次の書類は届出時の提出は不要ですが、届出後、盛岡市が求めた場合に、速やかに提出できるよう準備が必要です。 1. 届出日の属する月の前3か月の各月末時点の日常生活日常自立度ランクⅡ以上の入所者の割合が確認できる資料 2. 従業者の勤務形態及び勤務体制一覧表(別紙7) 3. 認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了していることを示す書類 4. 対象者に対する個別に認知症の行動・心理症状の計画的評価、評価に基づく値の測定、認知症の行動・心理症状の予防に資するチームケアを実施していることを示す記録等 5. 認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症ケアについて、カンファレンスの開催、計画の作成、認知症の行動・心理症状の有無及び程度についての定期的な評価の実施状況を示す記録等	□△△△△△
科学的介護推進体制加算	2 あり		添付書類なし	—
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	2 あり	別紙35	高齢者施設等感染対策向上加算に係る届出書 次の書類は届出時の提出は不要ですが、届出後、盛岡市が求めた場合に、速やかに提出できるよう準備が必要です。 1. 第二種協定指定医療機関との連携内容を確認できる書類 2. 院内感染対策に関する研修又は訓練の実施状況が分かる書類	□△△
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	2 あり	別紙35	高齢者施設等感染対策向上加算に係る届出書 次の書類は届出時の提出は不要ですが、届出後、盛岡市が求めた場合に、速やかに提出できるよう準備が必要です。 1. 診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関が施設内で感染者が発生した場合の対応に係る実地指導を行ったことを確認できる書類 2. 施設内で感染者が発生した場合の対応に係る実地指導の実施状況が分かる書類	□△△
生産性向上推進体制加算	2 加算Ⅰ	別紙28	生産性向上推進体制加算に係る届出書 別紙に記載した要件を満たすことが確認できる次の書類 各種指標に関する調査結果のデータ 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の議事概要 次の書類は次の書類は届出時の提出は不要ですが、届出後、盛岡市が求めた場合に、速やかに提出できるよう準備が必要です。 令和6年3月15日付老高発0315第4号「生産性向上推進体制加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例等の提示について」に基づく所定の要件を満たすことが分かる書類	□□□△
	3 加算Ⅱ	別紙28	生産性向上推進体制加算に係る届出書 別紙に記載した要件を満たすことが確認できる次の書類 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の議事概要 次の書類は次の書類は届出時の提出は不要ですが、届出後、盛岡市が求めた場合に、速やかに提出できるよう準備が必要です。 令和6年3月15日付老高発0315第4号「生産性向上推進体制加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例等の提示について」に基づく所定の要件を満たすことが分かる書類を準備してください。	□□△
サービス提供体制強化加算	6 加算Ⅰ	別紙14-6	サービス提供体制強化加算に関する届出書 (介護予防)特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、(介護予防)認知症対応型共同生活介護 次の書類は届出時の提出は不要ですが、届出後、盛岡市が求めた場合に、速やかに提出できるよう準備が必要です。 〔サービスの質の向上に資する取組の状況〕 提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の向上に資する取組が確認できる書類 〔介護職員等の状況〕 1. 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(別紙7) ※前年度の2月分 (前年度の実績が6か月に満たない事業所については、届出日の属する月の前3か月分) 2. 介護福祉士の資格証の写し 3. 勤続年数を証明する書類 4. 介護職員等の総数のうち介護福祉士の占める割合が確認できる資料 ※前年度(3月を除く)の一月当たりの実績の平均について、常勤換算方法により算出 (前年度の実績が6か月に満たない事業所については、届出日の属する月の前3か月分)	□△△△△

体制届添付書類一覧表

令和6年6月改正版
盛岡市介護保険課

- 32 認知症対応型共同生活介護／37 介護予防認知症対応型共同生活介護 □…体制届と同時に提出が必要
38 認知症対応型共同生活介護(短期利用)／39 介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用)届出後、盛岡市が求めた場合、速やかに提出が必要

届出項目	該当する体制等	添付(用意)を要する書類		要否欄
		別紙	要件を満たすことを確認する書類	
サービス提供体制強化加算	5 加算Ⅱ	別紙14-6	<p>サービス提供体制強化加算に関する届出書 (介護予防)特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、(介護予防)認知症対応型共同生活介護</p> <p>次の書類は届出時の提出は不要ですが、届出後、盛岡市が求めた場合に、速やかに提出できるよう準備が必要です。</p> <p>〔介護職員等の状況〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(別紙7) ※前年度の2月分 (前年度の実績が6か月に満たない事業所については、届出日の属する月の前3か月分) 2. 介護福祉士の資格証の写し 4. 介護職員等の総数のうち介護福祉士の占める割合が確認できる資料 ※前年度(3月を除く)の一月当たりの実績の平均について、常勤換算方法により算出 (前年度の実績が6か月に満たない事業所については、届出日の属する月の前3か月分) 	<input type="checkbox"/>
		別紙14-6	<p>サービス提供体制強化加算に関する届出書 (介護予防)特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、(介護予防)認知症対応型共同生活介護</p> <p>次の書類は届出時の提出は不要ですが、届出後、盛岡市が求めた場合に、速やかに提出できるよう準備が必要です。</p> <p>〔介護職員等の状況〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(別紙7) ※前年度の2月分 (前年度の実績が6か月に満たない事業所については、届出日の属する月の前3か月分) 2. 介護福祉士の資格証の写し 3. 勤続年数を証明する書類 4. 介護職員等の総数のうち介護福祉士の占める割合が確認できる資料 ※前年度(3月を除く)の一月当たりの実績の平均について、常勤換算方法により算出 (前年度の実績が6か月に満たない事業所については、届出日の属する月の前3か月分) 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
介護職員等処遇改善加算	1 なし 以外		<p>別途、運営法人ごとに処遇改善加算計画書、実績報告書を所定の時期に提出する必要があります。 加算を取得する事業所の追加または区分の変更等については、別途処遇改善加算計画の変更届が必要です。</p>	<input type="checkbox"/>